

瀬ヶ崎自治会評議員について

この度は、地区評議員をお引受け頂きありがとうございました。
皆様には1年間にわたり、地区と自治会本部との協調をはかり、瀬ヶ崎が「住んで良かった」まちづくりを目指す活動にぜひ共ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以下、皆様にご承知置き頂きたいことについて申述べさせていただきます。

1、評議員の役目（自治会規約）

第7条 評議員は、評議員会に出席して議案を審議決定するほか、会務を分担する。

第8条 評議員は、各地区毎に会員30名まで1名、31名以上2名を互選する。

第15条2 評議員会は、評議員の過半数の出席をもって成立し、議事は過半数の同意をもって決定する。

同 条3 評議員会は、つぎの事項を審議決定する。

- (1) 予算、決算
- (2) 役員（会長、監事を除く）の選出承認
- (3) その他会務の執行に必要な事項

2、会合、行事への参加

(1) 評議員の任期は1年ですが、総会の開催日より次年度総会の前日迄の期間です。

ただし、再任は妨げないとなっています。

(2) 評議員会 ①原則として毎月の月末前後、午後7時より約1時間、自治会集会所で行います。その通知は約1週間前までに「通袋」^{かよいぶくろ}に入れて配布しますが、評議員会席上でも次回の予告をいたします。「通袋」は評議員会の際必ずお返し下さい。

②評議員会では、地域の情報や翌月の行事内容等について説明し、地域活動の協力を求めるほか、自治会報掲載以外の問題についても協議しますので、ご出席下さるようお願いいたします。

③当日、広報紙等を配布いたします。万一ご都合により出席できない場合には、午後6時よりお渡ししますので、必ず受け取りに来てください。

(3) 納 会 12月の評議員会終了後簡単な納会を行います。

(4) 新年会 1月下旬、他会場において会費制により実施いたします。
別にご案内しますのでぜひご出席下さい。

(5) 定期清掃 毎週日曜日、役員1名、評議員3名、計4名で朝10時から約1時間、三島児童遊園と集会所内（床、調理場、トイレ等）の清掃をお願いします。なお、奉仕して頂く回数は年2～3回で、当番表は予めお配りしますので必ずご出席下さい。

(6) 子供まつり 前夜祭 8月最終土曜日 17:00～
本 祭 8月最終日曜日 8:30～

当日が月末になる場合および雨天の場合は変更して実施されます。

子供まつりは、全評議員に役について頂き実施します。担当役については事前にお知らせしご協力を頂きます。

- (7)防 災 年度ごとに自主防災会地区担当を定め、5月末日に配布します。各担当する内容については、5月末評議員会において説明します。

防災訓練は年内2回（6月・9月の予定）実施しますので、必ず担当者は参加して頂くほか、自治会員多数の方の参加を呼びかけて下さい。

- (8)ごみ0^{ゼロ}運動 年内2回（市、区主催各1回）行われます。自治会報でお知らせしますので、地域をきれいにするため、子供を含め一般の方が多数参加されますようご協力下さい。

3、 地区内で異変が発生した時の連絡

地区内で生じた異変が、地域全般に及ぼす問題となると思われる時は、すぐに自治会役員へお知らせ下さい。

- (1) 火災・盗難・人身事故・変質者の出没等の発生した時

主担当 野本副会長 048-887-6150

- (2) 会員または会員同居家族が死去された時（葬儀日時場所）

主担当 田中会長 090-2056-3784 または 048-884-505

6

- (3) 環境上の問題が発生した時

主担当 田中会長 048-884-5056

4、 街路灯・防犯灯の管理は区の担当です。

球切れ、電柱の事故が発生した時は、直接下記へ電話して下さい。

区役所 暮らし応援室048-829-6052

電話する場合は次のことを確認して下さい。

- (1) 電柱の所在地番（瀬ヶ崎〇丁目〇番〇号、〇〇様の前・横・近く）
- (2) 電柱の東電番号（電柱の上部に札がついています）
- (3) 電球の種類（水銀灯・蛍光灯・白熱灯）